

副本

平成30年(ワ)第33135号 国家賠償請求事件

原告 渡部 薫

被告 中央区

答 弁 書

平成30年11月22日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部(送達場所)

電話 03(5210)9867

FAX 03(5210)9711

被告指定代理人

山田 幸 男



同

白鳥 友 子



同

當山 友 規



同

嶋原 誠 逸



同

武藤 智 宣



同

丹生谷 美 貴



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 求釈明

- 1 原告は、訴状において、住宅宿泊事業法が180日の民泊提供行為を許容しているのに、本件条例がこれを104日に制限していること等が違法であるとした上で、「3 被告中央区の公権力の行使・・・」として、①被告職員が本件条例「を運営して同区民の民泊提供行為を規制しており職務を行う行為」（訴状4頁19行目以下）を挙げており、同行為が本件訴訟で問題とする被告の不法行為（違法な公権力の行使をいう。以下同じ。）であると主張するようである。しかし、その一方で、原告は、「仮に本件条例それ自体が違法でないとしても」（訴状7頁18行目以下）などと述べ、②原告が住宅宿泊事業法所定の届出等をしたにもかかわらず、被告担当者がこれを受理しないこと等が違法であるとも主張し、同主張にのみ整合する逸失利益（3ヶ月間事業活動ができない損害）等の損害を主張しており、原告が本件訴訟で問題とする被告の不法行為が判然としない。
- 2 そこで、被告は、原告に対し、次の点の釈明を求める。
 - (1) 原告が本件訴訟で問題とする被告の不法行為は上記の②だけなのか、それとも、①も対象とするのか、具体的に明らかにされたい。
 - (2) 仮に、①も被告の不法行為とするのであれば、上記②によって住宅宿泊事業法の施行日（平成30年6月15日）から現在まで、原告による民泊提供行為が妨げられ、本件条例は原告には適用されていないとも考えられるが、①が何ゆえ原告に対する不法行為となり、また、①により原告に如何なる損害が発生したのか具体的に明らかにされたい。

第3 被告の認否及び反論

不法行為の特定及び請求原因が明確になった段階で、被告は、認否及び反論を行う。

以上

付 属 書 類

1 代理人指定書

1 通